

令和6年第6回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年3月21日(木)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 仲 山 英 之
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

- (1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第15号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第18号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第19号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(素案)に寄せられた意見と区のお考え方について
 - ② 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(案)について

- ③ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕(素案)に寄せられた意見と区の考え方について
- ④ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕(案)について
- ⑤ 組織改正について
- ⑥ 図書館情報システムの更新について
- ⑦ 練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計の概要について
- ⑧ 令和6年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について
- ⑨ 練馬こども園化推進補助事業について
- ⑩ 練馬区保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針の策定について
- ⑪ 学校給食費等の無償化について
- ⑫ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の集計結果(速報)について
- ⑬ 子ども・子育て支援にかかる情報発信の充実について
- ⑭ 保育園における食事用エプロンのサブスクリプションサービスの導入について
- ⑮ 子育て支援サービスの充実について
- ⑯ その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午後 0時19分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	風 間 浩 也
同 学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同 光が丘図書館長	山 崎 直 子
こども家庭部長	関 口 和 幸
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	佐 藤 重 康
同 保育課長	清 水 輝 一
同 保育計画調整課長	山 口 裕 介
同 青少年課長	小 島 芳 一
同 子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和6年第6回教育委員会定例会を開催する。
案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案6件、陳情2件、協議1件、教育長報告15件である。

- (1) 議案第14号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- (1) 教育長報告
 - ⑤ 組織改正について

教育長

初めに、議案である。
議案第14号、練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について。
なお、この件については、教育長報告の⑤番も関連する案件となるので、この⑤番についても一括で説明し、ご質疑についても一括で行いたいのので、よろしく願います。
それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

何かご質問等があれば願います。
岡田委員。

岡田委員

ご説明ありがとうございます。11ページ右側の子ども家庭支援センターで、真ん中の児童相談連携係が新設されたということである。この係名から、私はすごく期待感がいっぱいなのだが、具体的にどういう仕事をされるのかを教えていただきたい。

子ども家庭支援センター所長

現在も母子保健については、主に保健相談所が、関わっている妊産婦の情報等を、支援が必要な場合は子ども家庭支援センターと情報共有して連携しながらやっている。そういった部分を強化するために、新たな児童相談連携係が母子保健と児童福祉のより一層緊密な連携を図る。例えば、合同のケース会議を行うことや、各機関が支援しているご家庭の情報共有を図って、一体的な支援をより強化する。そういった中で、妊娠期間における保健相談所の支援と、私ども、子ども家庭支援センターの子育て期、児童福祉の部分の支援が切れ目なくできるように役割を担っていく係ということである。

以上である。

教育長

ほかにあるか。
それでは、これによろしいようであれば、この議案第14号については決定とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第14号は決定とする。

- (2) 議案第15号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

では、次に議案第15号、練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてである。

既に、先週終わった練馬区議会第一回定例会において、条例の改正案は可決がされている。それに伴う条例の施行規則の改正である。

それでは、説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの件についてご質問等はあるだろうか。
よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第15号については決定とさせていただきます。

- (3) 議案第16号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
(4) 議案第17号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

それでは、次に議案第16号及び17号である。議案第16号、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、議案第17号、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

これについて、議案第17号については、既に条例案が可決されている。それに伴う規則の改正である。

では、説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの議案第16号と17号について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員、どうぞ。

仲山委員

資料3参考資料の2ページだが、改正後の6月期のところにアンダーラインが引いてある。これは現行から変わったということだと思うが、それが3ページの新旧対照表のところには、書かれていないのだが、これはどういうことなのだろうか。私の見方が違うのか。6月期も数値が変わっている。それが新旧対照表のどこに書かれているのか。

教育長

まず、参考資料からである。昨年度、幼稚園教諭も特別区人事委員会勧告に基づいて、いわゆるボーナス、期末勤勉手当の引上げがあった。勧告が行われたのは10月だが、議決されたのが12月だった。手当は上がったのだが、去年6月のボーナスは払った後だったので、12月の金額に月数を増やした。最終的には、この勤勉手当については、現行2.25か月に変わりはないが、6月はもう払ってしまったので12月を少し多めにして2.25か月にした。次年度については、平年になるので、おのおの1対1で1.125か月、6月も12月も一緒に、総合の勤勉手当は2.25か月で変わらない。管理職についても1.3か月で、2.60か月については変わらない。そこで別紙の新旧対照表だが、アンダーラインを引っ張っている別紙の現行の新旧対照表の(1)番の100分の117.5が去年12月の支給月数になっているわけである。反対に右のほうに移って、改正案になったら、6月と12月は完全に1対1になって、100分の112.5か月になって、これは去年が少し多かったんで、これを平準化したというふうに読んでいただくとよろしいのかと思う。確かに6月分は安かったということはこの紙面上には出てこないのだが、そういうところでご理解いただければと思う。ちなみに勤勉手当で、管理職、園長、副園長よりも職員のほうの月数が少ないのは、一般職員のほうは期末手当分が多くて、管理職は少

ないためである。だから管理職と一般職員は結果的に期末手当と勤勉手当を足すと月数は一緒である。管理職のほうが勤勉手当の割合が高いということである。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかはないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

資料4についてである。2ページ参考資料のところ、夏季休暇取得期間が6月から10月へ拡大されたのはとてもいいことだと思った。この前、幼稚園の修了式に参加させていただいたら、いわゆる教育職員、先生方だけではなくて、多くの職員の方たちが、子供たちの面倒を見てくださっていた。この規則は教育職員で、いわゆる先生方対象ということだと思うのだが、幼稚園の先生方以外の方たちに対して、どのようなことになるのかを教えていただきたい。幼稚園の職員の方々は今、どのような方たちがいらっしゃるかというのも併せて教えていただければと思う。

学務課長

今、委員からご紹介いただいたのは、幼稚園の支援員という方が主なところだと思う。練馬区立の幼稚園には支援が必要なお子さんが多々いらっしゃるということなので、これまで保育経験がある方だとか、そういった障害のある方への対応をしたことがある方、そうした方々に、介助等のための支援員をお願いしているところである。また、区立幼稚園も預かり保育等を行っているので、そうした預かり保育に従事していただく保育補佐員といった方々がいらっしゃる。こうした方々については、練馬区における会計年度任用職員ということで採用しているの、教職員と同じように、会計年度任用職員という枠組みの中で、年次休暇だとか夏休み、そうしたものを取得ができるという対応となっている。

以上である。

岡田委員

ということは、この規則で休暇が取れるという理解でよろしいか。

学務課長

あくまでも、こちらの規則については、幼稚園の教育職員についてということなので、そうした補佐員については、別に会計年度任用職員に対する規則とかの中で、同じような同程度の夏季休暇とか、年次休暇が与えられていることになる。

以上である。

教育長

常勤の職員は、事務局の職員も一緒なのだが、条例で夏休みは5日と決められていて、今までは7月1日から9月30日までの3か月の中で5日を取らなければいけない。もし取りそびれてしまったら、失効してしまう。10月より後とか、7月より前だったら、年次休暇を取らないといけない。夏休みは5日間で3か月限定だったものを、人事委員会規則の変更に伴って、前後ろ1か月ずつ延ばして、5か月間のうちに5日間取ればいいと。ただ、会計年度任用職員は週5日フルタイムの常勤ではない。週に4日とか月16日とか12日とかという勤務日数になるので、年休とかそういうものはあるが、一般職員のフルタイムで勤務している人に比べると、日数は少ない。それに合わせて設定されているので、今回の幼稚園教育職員、つまり常勤の幼稚園の先生方は、我々と同様に5か月間のうちに5日間休めるということである。委員からご質問のあった方々については、休み等はあるが、こちらとはいわゆる任用方法が違うので、日数と条件が異なっている。

では、議案第16号、17号についてはほかにないか。

ないようなら、議案第16号及び17号についても決定とさせていただきます。

- (5) 議案第18号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

それでは、次に議案第18号、練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則についてである。

内容は学校教育センター石神井台の設置で、先週の第一回定例議会で議決されたものだが、それに伴う条例施行規則の改正である。

それでは、説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ご質問等あればお願いします。

よろしいだろうか。

それでは、議案第18号についても決定とさせていただきます。

- (6) 議案第19号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第19号、練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてである。

これは条例改正がなかったものである。

それでは、説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの議案について、ご質問等があれば、願います。
岡田委員。

岡田委員

この規則について、大体、年間どのくらい破損だとか汚損だとかいうことがあったのかというのは、年によって違うかもしれないが、大体の数を教えていただけるだろうか。

光が丘図書館長

令和4年度、昨年度の実績である。まず、いわゆる汚破損と呼んでいる汚損、破損が年間で2,211件、そして紛失が438件ということで、合計すると昨年度1年間で2,649件が、12館1分室で汚破損、紛失があった実績となっている。
以上である。

教育長

ほかに。仲山委員。

仲山委員

関連だが、この2,649件は、スムーズに当事者とやり取りができたのだろうか。

光が丘図書館長

実は同等の本があるときには比較的スムーズだが、こちらが指定するときには、少しやり取りを複数回要するといったケースもあった。基本的にはもう昨年度の案件であるので、対応が済んでいるというところである。
以上である。

教育長

仲山委員がおっしゃりたいのは、「この汚破損は私ではない」というようなトラブルのことではないだろうか。それはどうだろうか。

仲山委員

まさにそうである。

光が丘図書館長

おっしゃるように、いろいろなやり取りがあって、もう既に借りたときから汚れて

いたという主張をされることもある。そういうときには、いろいろなやり取りをさせていただくことになる。先ほど申した2,649件というのは、そうした結果、届けを出していただいた、受理した件数なので、実はそれ以前のところで汚れていたのだからいかかというやり取りは、これ以上にさせていただいているといった件数になる。これはあくまでも紛失した、汚したという届けを受理した件数である。
以上である。

仲山委員

そうすると、例えば図書館としては、これは賠償してもらいたいのだが、本人は納得しないといったことがあるのだろうか。

光が丘図書館長

今、委員がおっしゃるように、私が汚したのではないというご主張をされる方もあり、そういうときには、こちらも再度、強くまで強制するところではないので、お話をしながら、今回はそういうことで承るという対応をすることもある。なかなか本当にこの辺り、日々、図書館スタッフが各館で苦勞しているところである。とはいえ、私どもは貴重な税金で購入させていただいている図書資料なので、やはり汚れたのをそのままというわけにはいかないし、あと気持ちよく皆さんに利用していただくためにも、いい状態での図書資料を整えたいというところから、日々点検を行いながら対応しているところである。
以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

返却のときに完全にチェックができればいいのだが、完璧とまでは言えない。ブックポストみたいところに投函されてしまうと、今、そのときのチェックというのはどうだったのかとかという、100%というのがないので、どうしてもただいまのような発言があるのではなからうかと思う。引き続き、きちんとやっていきたいと思う。よろしいだろうか。
ほかにないだろうか。
それでは、議案第19号についても、決定でよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、決定とさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

それでは、次に陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議1件についても、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告

- ① 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ② 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）について
- ③ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ④ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（案）について

教育長

次に、教育長報告である。

本日は15件あるが、初めに報告の①から④については、前回の第5回教育委員会

定例会で既にご説明をさせていただいている。説明は終わっているので、委員の皆様のご意見、ご質問から始めさせていただきたいと思う。

それでは、お願いします。

仲山委員

よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

資料4の10ページ、ナンバー3のところである。意見として、学区をなくしてほしい。近い中学校があるのに信じられないくらい遠いところに通っているという意見が出ている。こういうようなときに、近隣で学区外の生徒を優先的に学区外者として近い学校に入れてあげることができないのだろうか。

学務課長

学区外からの入学というお話になろうかと思う。小学校の区域外通学については、実施要領で定めており、ご自宅から学校までの距離が指定校よりも半分以下であれば受入れをするという形で運用している。中学校においては、中学校選択制度というものもあるので、そうした通学距離を理由に指定校を変更することを要件上は定めていない。なので、そうした場合には中学校選択制度を使っていただく。もしくは、例えばやりたい部活が近くにないとか、あとは友人関係でどうしてもそちらの学校に行かないと中学校生活が成り立たないと、そうした理由で指定校変更していただくという形で対応をしているというところである。

以上である。

教育長

どうぞ。

仲山委員

この意見を書いた方がどのくらい近いかわからないが、学校を区切る線引きである。例えば中学校のすぐ近くで線引きをするというようなことをしてしまうと、まさにこのことと同じようなことが起きてしまうと思う。この意見を見ると、まさに何か中学校のすぐ近くに線を引いてしまったような印象を受けるのだが、線を引くとき、この学区を決めるときは、なるべく学区の中心に中学校が来るような引き方をすればいいと思うのだが、どんなふうに引かれているのだろうか。

学務課長

学区の決め方ということで、いろいろと学区を定めるには町会の構成がどうな

っているかだとか、あとは学校の設置の時期、位置だとか、そうした地域の実情を踏まえて設置をしているが、確かにこうしたご意見のとおり、指定校よりも別の学校のほうが近いというような学区は幾つか存在する。ただ、私どもとしては、やはり地域の中のつながりとか、あとは学区域を設定するに当たって、その当時の生徒の人数とか、あとは学校のほうに受け入れられる教室、そうしたものを総合的に勘案して学区域を設定しているところがある。また、今回、こうした適正配置の方針というようなところもあるので、そうしたことを考えていく中で、また学区域についても考えていければと思っている。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにはないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

今の10ページのところで、仲山委員の質問箇所、私も拝見しながら感じたところである。この区のことを子供はどうやって知ることかを教えていただきたいのである。例えば子供たちがこういう意見を言ってきて、それで子供が納得すればすごくいいことだと思う。納得するために、どういうルートで区のことを子供のところへ伝わり、誰が子供に納得感を持たせるような話をするのか。そこら辺を教えていただければと思う。

教育施策課長

適正配置の基本方針の資料に、「子供からの意見と区のこと」がある。これは先般、同時にご説明した学校施設管理実施計画や、あと今年度は区の全体のビジョンだとかアクションプラン、環境の方針、防災の方針、様々な方針・計画を子供たちからの意見ということで聴取した。まず1つ目として、それぞれの区のことをまとめたページを、意見をいただいたときと同様に子供たちのタブレットからすぐリンクを張って、ここから皆さんからいただいた意見に対して区がどう考えているかということを見ることができるということを、各学校を通じて小・中学生にご案内をし、そしてタブレットの中から必要なページを見ていただくと。そこで、自分の質問に対して、区はこう考えているのだ、こういう答えなのだということを、まずご説明、ご案内する。

個別に、でもこういうことはどうなのだろうかとか、大人として、区としてこういう考えがあるのだという、掘り下げる部分というのは、一義的には学校において教員の方からご案内いただくこともあろうかと思うし、それではなかなか深掘りができないということになってくれば、これは区の所管に対してまたご質問いただくとか、説明をすることを申し上げるといふところはあろうかと思う。ただ、一義的なフィー

ドバックの仕方に関しては、児童・生徒のタブレットを活用してご案内するということである。ちなみに、これは4月に入ったらそういった環境を整えて、学校にご案内をする。

以上である。

岡田委員

今のお話の中で、タブレットを通してということだが、例えば、校則のことを書いてある子供がいた。学校としては、どの子がこういう意見を区に述べたかという個人名まで分かるようになっているのだろうか。

教育施策課長

今回、意見をいただいたアンケートフォームと呼んでいるが、こちらに関しては、個人名等は一切記入するものはないし、また、それを私どもが情報として学校に提供するということはない。

以上である。

教育長

何年生とか小中学生とかも分からないのか。

教育施策課長

今、教育長のお話にあった特定するような年代だとか住所、どこの学校であるというような質問紙をそもそも設けてないものだから、そのところも一般の子供からこういう意見があったということで捉えているところである。

以上である。

教育長

ほかにないか。

中田委員。

中田委員

タブレットから子供たちが意見できるようになったということで、今までになく多数の意見が出たかと思う。この質問を見たときに、出前教育委員会で出た質問を思い出して、模範回答のようにすごく納得ができる説明になっていると思った。なかなか先生方が子供たちに何か聞かれたときに、答える場所もないであろうし、時間もないであろうというときに、こういう場で子供たちに説明ができるのがとてもいいと思った。また、タブレットで子供たちが閲覧できるということで、納得しているのかなと思った。ほかに適正配置と学校施設管理について全般的に見させていただき、これも議会や区民の方たちのいろいろな意見があるかと思う。資料5-2の5ページに適正配置をなぜ行うのかということで、最初のところで、「集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人の関わりの中で学び、成長していくために、学校には一定

の児童・生徒数と学級数が必要だ」ということを最初にうたっている。一人一人にいろいろな意見があると思うのだが、そういうときに、なぜ行うのかというのを、私もこの資料を読んですごく納得がいった。やはり人数が少なかったら、いろいろな問題が起きてくるし、多かったら多い問題もできてくるからこそ適正配置をするのであるということと、あとやはり学校施設をこれから改築などしていくに当たって、せっかく新しい学校にしたのに、生徒が減ってしまえば建物だけが残ってしまうから、こういう10年ぐらいの計画を持ってやっているとか、そういうところはやはり区民の方が納得いくように説明していくというのがすごく大事だと思った。

もう一つ、資料7-2の4ページで、考慮する項目ということで、改築、長寿命化の順序というものをきちんといろいろな目で見ても、いろいろなことを考えて、体育館が2階というのはすごく都心ならではと私も思う。これが結局、避難拠点になったときにいろいろな支障が出てくるということで、この資料7-2の10ページでシミュレーションをした結果、結局は全部、改築をしなければいけないとか、こういう報告書というのを、やはり皆さんが納得した上で進んでいるというこの資料をじっくりと読んでいて、これがなかなか区民の方には伝わらないのかと思うと残念だと思う。でも、一人一人いろいろな意見がきっとあるだろうし、地域で学校がなくなるというのがすごく残念な気持ち、もちろんそちらの気持ちも分かるのだが、これだけいろいろなことを考えてやっているということ、何かもっと大きくいろいろな方に知っていただけたらいいと、私の感想で思った。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

森山委員。

森山委員

資料4の9ページの26番である。中学校の特別支援学級が少な過ぎるという意見が出ていた。現在、小学校の特別支援学級にいる児童が中学の特別支援学級に入れないというところは連続した支援というのがとても大事なことで、小学校でせっかく学んだものを、また連続して中学校でもそれを伸ばす支援をしていただきたいと思う。なので、適正な特別支援教育、支援学級の増設と、その質ということもしっかりと考えていただけたらなと思う。

学務課長

このご意見の概要の中に、現在、小学校の特別支援学級にいる児童が入れないのが問題であるというふうに書かれているのだが、現状、中学校に入る際にも就学相談を実施して、保護者、児童の希望等に応じて、特別支援学級のほうにご入学いただき、連続した学びの場で学んでいただいているという状況があるので、小学校から中学校に入る段階で、基本的には、ご希望されている方については中学校の特別支援学級のほうで連続した学びというもので入っていただいていると考えていただければと思う。ただ一方で、委員がおっしゃるとおり、増えてきている中での増設の必要性だと

か、教員の質の確保、あとは教育内容の充実、こうしたことは私どもも課題と認識しているので、そうしたところの観点も踏まえて、来年度、特別支援教育に係る新たな方針とした中で、充実に向けた方策を検討してまいりたいと考えているところである。以上である。

森山委員

特に国連で、特別支援学校のことで勧告があった。インクルーシブといったことをベースに、やはり地域で暮らす、地域で学ぶことができる人たちには、ぜひこういう学級をしっかりと設備してほしいなと思っている。ありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。
仲山委員。

仲山委員

資料5-2の16ページに実施計画の策定スケジュールが載っているが、実際に適正配置をするのはいつを目標としているのだろうか。

教育施策課長

まず、ここでお示しさせていただいているのは具体的な学校や、その学校の適正配置を進めるとすればどういったスケジュールで進んでいくのか、これらもろもろ含めて、来年度に実施計画を策定していくということである。現状、例えば6年度に策定をして、8年度にこの学校もしくは何校を統廃合するとか、学区域を変更するとか、現段階で決めているものではない。ただ、学校の改築は、中長期スパンに及んでくるし、子供の人口変動というものも一定期間で見えていくことが必要である。実施計画のほうは、一定の期間を区切って、その都度、数字などを見ながら具体的に検討していくということで、スパンとしては、5年間で見直しをしていくといった表記をさせていただいている。以上である。

仲山委員

ということは、実際、適正配置になるのがいつかは今のところはまだ分からないということだろうか。

教育施策課長

今、決まっているのかと言われれば、決まっていないという答えになる。以上である。

仲山委員

年代別の人口の推移の表が7ページに載っているが、既に10年後にはおおよそ

10%減少というので、そういう見通しがあって、こういう策定がなされているのだろうと思う。何か早く対策しないと、この間に小中で学ぶ児童・生徒にとってはあまり役立たないと思うのだが、もしやられるなら、なるべく早くしたほうがいいかなと思った。

教育施策課長

今の委員のご指摘はまさにごもっとものところがある。年少人口、子供の人口は、今後、急速な少子化という中で、減少傾向がはっきり示されている。先ほど私は決まっていないと申し上げたが、当初の5年間でどの程度の学校がとか、どこの学校をまずは優先的にということを議論していくということで、5年間のうちに何も手をつけないということでは決してないところではある。現段階において、目標を持って何校を減らすとか、統廃合するという趣旨のものではないので、具体的な検討は来年度、実施するということでお答えをさせていただいた次第である。委員の問題意識に関しては、私どもも共通のものということで認識をしている。

以上である。

仲山委員

あと、関連でよろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

13ページのところで、言葉の意味が分からなかったので教えていただきたい。上から9行目、統合・再編は1対1を原則としつつということは、2校が1校に統合・再編という意味だろうか。

教育施策課長

今、委員のお話があったとおり、Aという学校とBという学校の2つの学校を廃止して、新しいCという学校を再編の中で原則として扱っていくということである。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ただいまの仲山委員のお話は、私どもも改築があって子供の数が減るといのはある。一番難しいのは、例えば大江戸線が恐らく延伸されるだろうという場所に、子供がいなかったらといって、ここで廃校にしまったら、あのときやらなければよかったということになりかねないので、読み切れない地区がある。だから、先ほど教育施策課長が申し上げたようなことで、今後どのぐらいの子供の数が増えるか、それから

今、申し上げたような宅地が開発されて、地下鉄が延伸されて、もしかして増えるようなことはないだろうかとか、1つのデータだけでなく複数のデータを照合しながら判断をしていく必要があるかと思う。次年度以降、継続してやらせていただこうと思っている。

ほかにないだろうか。

岡田委員。

岡田委員

資料5-2の13ページのところだが、上から3分の1ぐらいのところに②の通学距離がある。ここを見ると、現在、小学校は通学距離が1キロ、今度は1.5キロということで、これが長いのか、短いのかという、そこら辺の感覚である。調べてみると、ほかの県などは、小学校は1.2キロというのも結構あったりして、なぜ1.5なのかとも思うわけだが、かばんが重たいとか、安全確保ができるのかとか、幾つかの課題があると思う。1.5キロにした場合、子供たちが通学のときに安全に学校と自宅を通えるように安全対策をしっかり立てていかなければいけないと思うのである。交通のこともそうだし、犯罪のこともそうだし、熱中症のこともそうだが、ここら辺の検討について、今、どうされているかを教えていただければと思う。

教育施策課長

今、岡田委員からいただいたご指摘に関しても、例えば具体的にAという学校とBという学校を適正配置、再編統合しようとした場合、そうするとそこに通われている子供たちの通学の距離、経路がどのように変わってくるのか。こういった観点をもって、具体的な対応策を取っていくということになっていく。距離に関しては、あくまで目安なので、例えば大きい道路をまたいでいくとか、踏切をまたいでいくとか、そういった観点もある。それぞれ、例えば防犯カメラの話であったり、スクールゾーンの設定や、警察関係機関との協議であったり、場合によっては、誘導員的な人の手配、様々考えられるところがあるが、いずれにしても、子供の身体的な負担であったり、安全面の確保に必要な対応、この点も両にらみで考えていくことになるかと、現在そのように認識しているところである。

以上である。

岡田委員

例えば小学校1年生などが、タブレットを持っているか、持っていないかよく分からないが、ランドセルにタブレットや教科書を入れている。自宅から学校まで1.5キロは直線距離だとすると、実際はもっと長く歩くことになるかと思う。私が言いたいのは、例えば教科書を学校に置いておくとか、不要なものは持ち帰らないで大丈夫だとか、そういう校則までも含めた対応がやはり必要だと思うのだが、そこら辺はどうなのだろうか。

教育施策課長

昨今、タブレットの重さに関しては非常に、ある意味、注目を浴びているような状況である。特に低学年のお子様の保護者からは、やはり学校の荷物全体が多い、タブレットも重い、子供たちが大変苦労しているという声をたくさんいただいている。一つ、タブレットそのものを毎日持ち帰るかどうかであるとか、教科書を毎日持ち帰らせるかどうかというものは、私どものほうから各学校に繰り返し通知をさせていただき、真に必要なものを持ち帰ることや、メリハリをつけて、例えば週の金曜日はタブレット以外に、少しかさばるものをまとめて持って帰るとか、逆に木曜日は、ほかのものは一切なくして、タブレットだけを持ち帰るとか、そういった柔軟な対応をとということでお願いをしているところである。また、タブレットそのものが、一般的に国が標準仕様、スペックを定めているところなので、全体的に重くなっているというのが実はあるのだが、令和7年度末に、次のタブレット更新が控えている。これからいろいろ機種選定などが始まっていくわけであるが、その中では、可能な限り丈夫で軽くて扱いやすいもの。もちろんコスト面も考慮する必要があるので、これまでのいただいている意見や課題ということを踏まえながら検討を進めたいと考えているところである。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

学校施設の案件もあるが、何かあるか。

よろしいか。

どうぞ、岡田委員。

岡田委員

資料7-2、どこに該当するかは分からないが、学校施設をこれから改築していくというときに、こういうのがあったらいいなというお話である。今、子供たちの中で、足の不自由な子とか、車椅子で通学している子とか、そういうお子さんがいる。エレベーターがない場合教室が1階でないとならず、2階以上はもう移動が難しいというような状況もあると何人かの保護者の方が言われるわけである。確かにこれから改築していく学校については、そういうことも配慮しながら進めていかなければいけないと思うが、例えばエレベーター、そういう設置の計画などについてはいかがだろうか。

学校施設課長

バリアフリーについて、今は、法律等で小・中学校に関しても、改築をする際に、エレベーターを設置するということの方針が示されている。既存の学校についても努力義務という形で、エレベーターあるいは車椅子でそのまま乗れる、階段昇降機といったものを整備するという方針が示されているところである。現実問題として、既存の学校については、日影規制等の制約であるとか、校舎内についても対応できる教室がなかなかないこと、階段、通路の幅員が確保できないことなど、様々な制約があるので、エレベーターについては、現状なかなか設置は困難という状況である。

区としては、そういった学校に関しても、先ほど申し上げた車椅子がそのまま乗れるような段差解消機の整備といった様々な方策を組み合わせ、バリアフリー化をまず進めてまいりたいと考えている。

また、改築する学校については、標準的な仕様の中で、エレベーターの設置というものは必ず入れているものであり、こういった形でバリアフリーに対する取組を進めてまいりたいと考えている。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

ないようであれば、①から④までは以上で終了とさせていただきたい。

これについては、様々な取組が順次、始まっていくので、その折々にまたご報告、ご説明させていただこうと思う。

それでは、以上である。

⑤番については、先ほど議案第14号と一緒に報告した。

⑥ 図書館情報システムの更新について

教育長

⑥の図書館情報システムの更新である。よろしく願います。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの説明について、ご質問等があれば願います。

仲山委員。

仲山委員

電子書籍についてお伺いしたいのだが、初年度に5,000冊導入ということだが、この電子書籍というのは、最初を買ってしまうと、その後はもうお金を毎年払うということではなくていいものなのだろうか。

光が丘図書館長

図書館で導入できるこの電子書籍については、実は幾つか種類がある。一つは買い切り型といって、買ってしまえばずっと図書館の資料として使えるもの。次に、期間・回数制限型がある。例えば、2年間はよいとか、あるいは48回読んだら終わるとか、そういったもので年間の使用料を払うというやり方のものもある。

それからもう1つ、マルチライセンス型といって、こちらは読み放題パックと通称言っているのだが、1年間に限り、例えば50点、SDGsの本がそろっているとい

うのを何十万かで1年間借りる。そちらのほうについては、1年間、何人もで読める
というような、それぞれによってやり方が違うのがある。

以上である。

仲山委員

そうすると、どういうタイプのものを購入するかは、その本ごとに決めるというこ
とだろうか。

光が丘図書館長

委員お見込みのとおり、買い切り型については、いわゆる文学書を想定している。
そして、期間とか回数の制限型は、やはり更新が必要な実用書であるとかガイドブッ
クといった図書を使おうと思っている。そして、最後にご紹介したいいわゆる読み放題
パックのあるようなものについては、まさにこれは児童・生徒が学習で、みんなが同
じものを一遍に読めるようにということで、そういった学習の調べ学習や朝読書とい
うところに使っていただけるような指導書、考え方を入れて、そんなふうジャンル
ごとにこの3つを使い分けたいと考えている。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

それでは、報告の⑥は終了する。

⑦ 練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計の概要について

教育長

では、⑦の説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの件について、ご質問等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

周知がこれから始まるということだが、区民からの意見を反映して、設計を少し変
えることは可能なのだろうか。

光が丘図書館長

今回、基本設計が終了したということでご報告をするものである。実はこの基本設計を行うに当たり、パブリックコメントでいろいろご意見をいただいたのととも、昨年度5回ほど、設計を区民とともにつくるという視点で、ワークショップを行った。その中で、多数の意見をいただき、今回の基本設計の中にも、当初、設計事業者のプロポーザル時の提案よりも大きく変更した点がある。一例をご紹介しますと、地下に設置した多目的室である。当初、こちらは設計事業者の提案では、最上階への設置を考えていたのだが、区民の方から、ダンスをしたり、動き回ったり音を出しても、音が漏れないようにしてほしいといった意見を多数いただいたということがあって、最上階ではなく地下に設置したなど、既に区民の方からワークショップで多数の意見をいただいたところを基本設計に反映しているところである。また、ワークショップの中では細やかないろいろな意見もいただいている。例えば、こういう椅子が欲しい、こういう書架が欲しいなといった意見もいただいているので、そこについては、これからの実施設計の中で実現を図っていきたいと思っている。もちろん、今回、ホームページ等でもお知らせしているので、また新たな意見も寄せられている。その中で、可能な部分はこれから実施設計で細やかな部分を決めていくところになるので、その中で反映できるものは配慮していききたいと予定しているところである。

以上である。

仲山委員

ありがとう。
もう1点、よろしいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

前々回ぐらいだったか、学校を建て替えるときに、業者の方に設計してもらおうと意外と使わないものが附属でついてくるとかいうのがあって、それで、もう一機関に評価してもらおうとか、そういうことをやられているということであった。今回、これに関しては、この建設設計事務所の基本設計に関して、ほかの専門家の意見はいただいているのだろうか。

光が丘図書館長

まず、今回、この基本設計を行うに当たり、プロポーザルという形で、多数の事業者から提案をいただいた。その提案の中から、今回の事業者を決めるに当たり、建築等の専門家の方に委員になっていただき、専門的な見地からどれが新しい私どもの施設にふさわしいかといったところのご意見をいただいた。まずはいわゆる設計事業者を決める段階で、様々な専門家にこちらを見ていただき、私どもとしては、今回、基本設計に取り組んだところである。

以上である。

仲山委員

この出来上がったものに関して、もう1回、基本設計に関して専門家に見てもらおうということは、もうしなくてもいいのではないかということだろうか。

光が丘図書館長

今回、実はその設計事業所もいわゆる建築の図面を美術館や図書館に詳しいご意見番的な、他の事務所などとチームをつくって、応募いただいて、担当いただいている。そういったところでは、美術館の専門的な見地あるいは図書館の専門的な見地から、建物と使い勝手、その辺りもかなり突っ込んだ意見をいただけていると理解している。
以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

学校施設課長、コンストラクションマネジメントについて、学校施設と図書館との違いを少し説明していただきたい。

学校施設課長

仲山委員からご質問あったことに関しては、学校の設計に当たって、コンストラクションマネジメントという手法を取り入れている。これは発注者、つまり区の立場で、実際にどういった施設が必要か、例えば教室、それから意匠、デザインのところも含め、発注者の立場から様々なところを検討して、その成果を現在の標準的な仕様という形で定めているというところである。これは、学校施設に関しては、これから改築がどんどん進んでいくということで、やはり財政的な負担というところもある。そういった中で、着実に改築を進めていくためには、まずはシンプルかつコンパクトな施設といったものを標準的な仕様と定めて、それに基づいて改築を進めていくという形で、着実な改築を財政的な負担も含めて進めていくというところである。
以上である。

教育長

それでは、ほかにはないだろうか。

仲山委員

もう1点。

教育長

どうぞ。

仲山委員

本来の目的とは関係ないのだが、やはりこれから災害が起きる可能性はあるので、ここが避難拠点としても使われる可能性は大いにあると思う。そのときに何か食料の備蓄とかをどこかにしておいたらいいのではないかと思うのだが、どうだろうか。

光が丘図書館長

この貫井図書館及び区立美術館の裏には、練馬第三小学校がまさに道路を挟んであり、存じのように避難拠点として位置づけられているものである。そして、今、他の区立施設については、現行の貫井図書館・美術館についても、一時避難所ということで、そういった位置づけはきちんと果たしているところである。

ただ、今回、こういう新しい施設ができる中で、そういった防災観点上、どういう機能を果たすのかというところは、危機管理担当ともまた相談をしていく。

以上である。

仲山委員

よろしく願います。

教育長

ほかにないか。

森山委員。

森山委員

ご説明ありがとうございます。羽田空港、成田空港等はカームダウンの小さな囲まれた部屋が設置されるようになった。そういったような安心できるというか、やはり発達の人とかは少し隔たったところが必要であるが、そういうテントみたいなものを作っているところもある。そういう余地はあるだろうか。

光が丘図書館長

4ページの平面計画のところを見ていただきたい。上部の1階である。真ん中のトイレの横に授乳室、給湯室という記載を入れさせていただいている。こちらは、通常、これまでの区立施設だと授乳室のみであったが、今、まさに委員から言っていたカームダウンなり、少し具合が悪くなったときに休養していただくスペースとしても、使用していただけるお部屋として想定しているところである。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

中田委員。

中田委員

単純にこの期間は、貫井図書館は利用できないのでほかの図書館を利用するという
ことなのだろうか。

光が丘図書館長

貫井図書館自体は、今、委員がおっしゃるとおり、休館となる。だが、実はこれまでも区立図書館では改修等を行い、休館するときには、いわゆる仮設事務所をこの近くに設け、図書の貸出し、返却、ご相談、そういったことをやってきた。この貫井図書館についても同様の手段を考えており、現在、場所について検討しているところである。あわせて、今、こちらでやっている事業についても、可能な部分については、他の区立施設等を使ってやっていきたい。例えば、対面朗読、視覚障害の方のための読み上げをするといった事業だとか、あるいは、ブックスタート事業だとか、そういったところは可能な場所でやっていきたいと今、検討を進めているところである。
以上である。

教育長

ほかにならないだろうか。

ではよろしければ、報告の⑦番は終了とさせていただきます。

⑧ 令和6年第一回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、報告の⑧番をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの説明であるが、資料は膨大になるが、何かご質問等あればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

9ページの5適応指導教室についての(2)に、「トライでの生活の約束」についてというのがありますが、これは具体的にはどういうお話だったのだろうか。

学校教育支援センター所長

適応指導教室に通う子供に対する一般的な規則として、中学校と同様に服装の規定だとか、茶髪の禁止については、お願いするようになっている。そうしたルールについて、学校のルールになじめないお子さんたちへ、学校と同じルールをお願いすることはいかがなものかということでご質問をいただいたものである。それについて、区

としては、全ての利用児童生徒が気持ちよく安全に集団活動を行う上では、一定のルールは必要と考えている。施設の特性上、繊細な子供が多くいらっしゃる、装いについて、度を越えたものに関して怖いと感じるお子さんもいらっしゃるという。そうしたところから、皆さんが気持ちよく過ごせるための一定のルールは必要とご説明させていただいた。ただ、一方でそうしたルールに合致しないお子さんについても、施設のほうでは受入れを現在行っており、複数のお子さんの支援を行っているところである。

また、トライでは標準服の着用は自由にするなどの配慮も行っており、引き続き、一人一人の聞き取りを通じて、個々の状況に応じた支援を行っていくというご説明をさせていただいたところである。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないだろうか。

それでは、ないようであれば、報告の⑧を終了する。

⑨ 練馬こども園化推進補助事業について

教育長

次に、報告の⑨番をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの説明について、ご質問等があれば願います。

よろしいだろうか。

それでは、報告の⑨は以上とする。

⑩ 練馬区保育園・幼稚園・小中学校・学童クラブにおける医療的ケア児支援方針の策定について

教育長

それでは、報告⑩をお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

資料9-3の最後のページである。これは保護者のニーズに関するアンケート調査の結果の主な意見というところだが、これらの意見に関しては対応可能だろうか。

学務課長

この方針を策定するに当たり、今回、実際に医療的ケアの支援を受けている保護者の方にアンケートをした。例えばその主な意見というような中で、小学校に進学した後のケアは誰がしてくれるのか分からなかったとか、就学時にどのような進路があるのか分からないというような、いわゆるご自身が悩まれていることに対する相談窓口がはっきりしていないとか、そうした情報が出回っていないというような課題があるということが判明した。そうしたところも踏まえ、今年度に医療的ケア児に対する支援のパンフレットを作成し、こども発達支援センターとか、そうした関係する部署でPRをしているところである。また、相談窓口の一本化ということで、最初の入り口としてこども発達支援センターに医療的ケア児等コーディネーターが配置されているので、まずはそちらのほうにご相談くださいとか、そうした周知に努めている。いずれにしても、こうしたご意見を基に対応できるものについては対応していくというような考え方で、今回の方針をつくらせていただいている。

以上である。

仲山委員

例えば、この中で希望は出ているが、ちょっとすぐには対応できないというところはどこだろうか。

学務課長

例えば、一番下の主な意見の中で、家から車で通園することが多くて経済的な負担であるとか、あとはそのほかの意見として、今、例えば障害がある医療的ケア児の方で、そうした様々な支援を受けるのに所得制限があるので、それを撤廃してほしいとか、そうしたご意見があった。そうしたところについては、なかなか区だけで実施するというのは難しい。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにはないか。

中田委員。

中田委員

資料9-3の17ページの『「練馬区医療的ケア児等支援連携会議」を設置していますが』ということで、今、設置されていると思うのだが、この会議に教育・子育て部会を設置するというのは、これは今まで入っていない方が入られるということだろうか。

学務課長

この17ページに書いてある練馬区医療的ケア児等支援連携会議については、現状、福祉部で設置している会議体である。主に重度の障害のある方に加えて、医療的ケアが必要な障害児に対してどういう支援を行っていくかというようなものを検討する場になっていて、当然、そちらのほうには、我々教育委員会も出席しているところである。

ここだけの中で話をできるというものではないので、ここの会議体と連携する形で、保育園・幼稚園、小・中学校、学童クラブにおける支援をどうやっていくかというようなことを検討するために、ここの会議体の下部組織というような位置づけで、部会を設置するという形で書かせていただいている。

以上である。

教育長

ほかにないだろうか。

森山委員。

森山委員

資料9-3の15ページの③である。医療的ケア児の受入と看護師の配置。非常に今、看護師不足ということで、いろいろなところでこれも言われていることなのだが、常時、学校に看護師が配置されているということか。そして、訪問看護ステーションの看護師というのは、その人に合わせた支援をする、たんの吸引等をするという看護師ということだと思うのだが、この訪問看護ステーションの看護師は本人が持っているサービスによって使う、個別で契約して来てもらう看護師なのだろうか。

学務課長

看護師の配置についての考え方である。例えばたんの吸引だとか経管栄養、こうしたお子さんにとっては、いつそういうような症状が出るか分からないということで、一定程度の見守りが必要になる。その方々については、教育委員会のほうで看護師を採用し、学校に配置をしている。一方、例えば導尿とか、血糖値測定、こうしたいわゆる時間でスポット的に対応ができるものについては、訪問看護ステーションの看護師にご協力をいただいて、学校に決まった時間に行っていただき、処置をしていただく対応としている。

なお、こちらの部分の料金については、区と委託契約を交わし、処置の時間の単価

でその費用をお支払いしているというような形になっている。
以上である。

森山委員

ありがとう。

教育長

中田委員。

中田委員

資料9-2で、区立保育園・小中学校・学童クラブに15人の医療的ケア児がいる
ということは、15名、看護師が配置されているということだろうか。

学務課長

こちらの人数は、学校のほうに配置されている職員と、保育園で採用している職員
と、学童クラブで採用している職員ということで、人数には違いがある。例えば学校の
ほうでいくと、今年度は18人、採用している。というのが、会計年度任用職員と
いうこともあり、なかなか1人の方がずっとその子供についているわけにもいかない
ので、時間で交代するとか、あとは休みが当然ある中で、そこを空けるわけにはいか
ないので、その辺りについては複数の方で見ていただくというような体制を取って
いるということである。

以上である。

子育て支援課長

若干補足をさせていただく。学童クラブの場合には、基本的には区立の小学校の子
供が多いものであるから、その場合には、学務課で学校に配置をしている看護師さん
に、学童クラブをそのまま引き継いでいただくということで、お子さんにとっては、
同じ看護師さんに見てもらえる、あるいは同じ訪問看護ステーションの看護師さん
に見ていただけるという形で、そこについては、別々の契約ではなくて、できるだけ同
じ。ただ、国・都・私立の特別支援学校に行っていらっしゃる方の場合には、それは
同じというわけにはいかないもので、学童クラブのほうで看護師をご用意させてい
いただくという形を取っている。

以上である。

保育課長

今、保育園の話もあったので、少し私からも。保育園の場合は、月曜日から土曜日
までやっているという関係で、当然、常勤の看護師1名だけでは対応ができない。会
計年度任用職員、いわゆる非常勤の看護師を採用するケースと、先ほど学務課長から
もご説明があったが、スポットの場合には訪問看護ステーションの活用といったもの
で、保護者の方が安心してお子さんを預けられるような体制を整えてある。

以上である。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

資料9-3の15ページ、(1)の①のところである。医療的ケア児等コーディネーターの配置と連携というのがあり、「等」というのが、「医療的ケア児」と「医療的ケア児等」というのは何が違うかというのを説明していただきたいことが1つである。2つ目が、次のページ、16ページの(2)の②、宿泊を伴う修学旅行などのことである。私の経験でいうと、連れていったお子さんが医療的ケア児かどうかは少し別にして、特別な部屋が宿泊先で必要になることが結構あった。そういう配慮は今どうなっているのか、今後どうするのかということも併せて教えていただきたい。

学務課長

まず、1点目、医療的ケア児等コーディネーターという部分である。こちらについては、東京都で認定している一定の研修を受けた方に与えられる、いわゆる称号みたいな形になる。なので、医療的ケア児に限らず、例えば障害のある方だとかそうした方々に対する相談を受けられるというようなことになる。そこについては、福祉部で採用し、今でいうとこども発達支援センターに配置をしており、医療的ケア児に限らず、発達の相談とかに応じていただいているというような状況になる。

2点目の宿泊学習の件だが、現状も医療的ケア児のほかにも様々な障害等がある中で、修学旅行とかに行くのでご不安があるというような保護者も中にはいらっしゃる。例えば特別支援学級の方々や宿泊学習に行く際には、常勤の看護師を常駐させるとか、そういった対応をしているところである。また、そうしたスペース、そうしたものも必要であるということであれば、学校のほうと協議をして、可能な範囲で確保していくというような形で対応させていただいているところである。

以上である。

岡田委員

例えば、移動教室などで使う区の施設などで、こういうお子さんたちが使うような個別の部屋、何かそういう方法というのはあったのか、なかったのか、教えていただきたい。

学務課長

例えば少年自然の家とかであれば、当然、保健室的なもので小部屋とかもあるし、あとは個室で、4人部屋とかがあるので、そうした場所を活用して、特に医療的ケアが必要な処置というようなところについて実施していくという形になるかと思う。以上である。

教育長

ほかはないか。
それでは、⑩の報告は以上とする。

⑪ 学校給食費等の無償化について

教育長

次に⑪のご報告をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

本件について、ご質問等あればお願いします。
よろしいだろうか。
それでは、報告の⑪を終了する。

⑫ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の集計結果（速報）について

教育長

では、報告の⑫をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
よろしいだろうか。
それでは、報告⑫は終了とする。

⑬ 子ども・子育て支援にかかる情報発信の充実について

教育長

では、⑬の報告をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまのご報告について、ご質問等があればお願いします。
よろしいでしょうか。
それでは、報告の⑬は終了とする。

⑭ 保育園における食事用エプロンのサブスクリプションサービスの導入について

教育長

それでは、報告の⑭の報告をお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまのご報告について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。では、おむつに引き続き、エプロンを始めさせていただく。

⑮ 子育て支援サービスの充実について

教育長

それでは、最後になるが、報告の⑮をお願いします。

子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

親子入所型ショートステイのところである。利用料無料ということであるが、食事とかはどうなのだろうか。

子ども家庭支援センター所長

利用中に食事等の提供をするが、その部分の費用についても無料でご利用いただく形となる。
以上である。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかにないか。
よろしいだろうか。
それでは、報告事項の⑮は終了する。

⑯ その他

教育長

⑯のその他に移るが、事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにない。
以上である。

教育長

では、委員の皆様方から何かあるか。
よろしいか。
それでは、以上をもって第6回教育委員会定例会を終了する。